



# Newsletter

21世紀COE<企業法制と法創造>総合研究所  
知的財産法制研究センター

## ※ RCLIP 特別セミナー

「著作権保護期間の延長に関する実証研究報告」  
(2007/9/19 開催)

【主催】早稲田大学 21 世紀 COE<<企業法制と  
法創造>>総合研究所知的財産法制研究センター  
【協賛】サイマルインターナショナル

【報告者】ポール・ヒールド(ジョージア大学ロ  
ースクール教授)

【コメンテータ】金正勲(慶應義塾大学デジタル・  
コンテンツ統合研究機構准教授)

【司会】今村哲也(明治大学情報コミュニケーション  
学部専任講師)

【座長】高林龍(早稲田大学大学院法務研究科教  
授)



2007年9月19日に開催されたRCLIP特別セミナーでは、ジョージア大学ロースクールのポール・ヒールド教授をお招きし「著作権保護期間の延長に関する実証研究報告」と題するご講演を頂戴した。また、これに引き続き慶應義塾大学デジタル・コンテンツ統合研究機構の金正勲准教授からコメントを頂いた。

米国は1998年に既存の著作物の保護期間を20年間延長する法律を制定した。その際、経済学者や政策立案者は、創作誘因のインセンティブ

理論ではなく、古くなった著作物を修復し公衆に更に普及するためにインセンティブ論を提唱した。シカゴ大学のランデス教授とポズナー教授も「無体物としての著作物に対して著作権保護が欠如している場合には、こうした著作物の保存や利用への投資に対するインセンティブを減少させる結果、非効率的な状態を生じる可能性がある」(Landes and Posner (2003a)) 1と述べ、著作権の長期に渡る保護が既存の作品の利用を将来的により容易にするものであるという考え方を示している。

Kahn (2004) 2の研究によると、財産権としての著作権の欠如により利用可能性(availability)が減少したという過去の歴史があるという。このことを前提とすると、ヒールド教授は、「著作権の欠如によって著作物の利用可能性が減少するという考え方」は必ずしもおかしな考え方ではないだろうと指摘する。ヒールド教授によれば、こうした考え方は一見明白であるように思われるが、実証的に検証できるはずのものでもあるという動機によって、今回の研究を開始したのだという。そこで、米国の人気小説が、それらの法的状態(パブリックドメイン状態又は著作権保護状態)を理由として、それらの利用可能性に差違が生じているのかという点について研究を行った。

ヒールド教授は、1913年から1932年の間に出版されたベストセラーを、パブリックドメイン状態の1913年から1922年までに出版された166件の作品、著作権保護状態にある1923年から1932年までの168件の作品に分けて、両者を幾つかの観点からその利用可能性を比較した。

紙面の都合もあり、ここでは実証研究の詳細な内容紹介は後掲ヒールド論文に譲るが、このと

の比較研究によると、パブリックドメインにある書籍の方が有意に高い比率でなお出版されており、また、書籍毎の版数(版元数)もパブリックドメインにある書籍の方が有意な程度に多いという結論が示されたとしている。

ヒールド教授によると、「このようにデータが出てきたときには非常に興奮して、ランダス教授にところに行き、あなたの理論が間違っているということを示すデータがありますよ」と述べたのだという。しかし、ランダス教授は、1913年から32年に出版されたベストセラーの多くのものがもはや価値を持っていないので、そのような本について気にかける必要はないという趣旨のことを指摘したという。

そこで、ヒールド教授は、文学専門家の意見を参考にしながら、このデータセットから、現在でも持続して人気を保っている書籍(以下、耐久的書籍という)を20件ずつ抽出して、更なる実証研究を実施した。もちろん各20件の書籍はそれぞれ現在でも100%利用可能であるため、版数(number of editions)と価格についての実証研究が行われた。その結果、パブリックドメインにある書籍が、著作権で保護されている書籍よりも低利用であることは必ずしもいえないことが判明した。また、価格比較では、ページあたりの平均単価において、かなり有意な差が認められ、パブリックドメインにある作品の方が入手しやすいことが実証された。ページあたりの平均単価は、著作権がある作品の場合4.7セントで、パブリックドメインのほうは3セントだったという。なお、在庫率(shelf availability)については、著作権保護のある著作物の方が僅かに高かったが、これについては、相対的な人気の高さに起因する需要の高さと、著作権保護のある作品群の方が15年程度新しいことによるものであって、著作権の有無という法的な状態を根拠とするものではないという仮説を紹介している。

ヒールド教授は、耐久的書籍については著作権保護期間を延長することが入手可能性を減少さ

せるとともに、その価格を増加させるという結論が示されたとしている。

もっとも、ヒールド教授は、すべての場合に著作権保護の延長が正当化されないとしているわけではない。以下の3つの要件が満たされる場合という条件付きで、保護期間の延長が正当化されるとしている。すなわち、初版を大衆に提供するコストが高いということ、フリーライダーが追加的な複製を行うコストが低いということ、新しい版が独立して保護可能な要素を含んでいないということである。そうした場合として、古い映画の初版を修復して大衆に提供しようとする場合を挙げている。

また、財産権がない場合に競争が過剰になったり入手可能性が高すぎたり過剰に利用がなされたりすることで作品の価値自体が低下してしまうという、一部の経済学者による議論についても反論した(いわゆる混雑性の問題)。ヒールド教授は、「通常は健全な競争のある市場においては市場の失敗はないと考えておりますし、しかも私はシカゴ大学の者ですので、特にそう考えています」と述べ、一見して健全に競争が行われているように見える現在のパブリックドメインの書籍の市場において、市場の失敗があるというふうに立証責任を負担するのは、混雑性の存在を主張して市場の失敗があると主張する側であると強調している。

以上の講演に引き続き、金正勲准教授からのコメントが寄せられた。まず、ヒールド教授の報告について、日本の現在の議論の状況との関係で非常にタイムリーな発表であると評価し、これからの日本の政策議論に重要なヒントを与えてくれたものではないかとの考え方を示した。金准教授は、ヒールド教授が時間との関係で十分に紹介できなかった混雑外部性を中心にコメントをした。それによると、伝統的な経済学からすれば情報というものには消費における非競争性があるため、創作インセンティブを高めるという理由では財産権の付与は正当化されるものの、その理由を超え

た財産権を付与するという事は経済的には非効率であるとされてきた。これに対して、混雑外部性を支持する側は、著作権の保護が切れてしまうと、特に人気のある作品の価値が潜在的に低下する可能性があるというような考え方を示している。しかし、過剰利用によって特定の著作物の価値が低下するという事と、社会全体の便益が低下するという事の関係性は単純な因果関係ではなさそうであると指摘する。

また、パブリックドメイン化は、すべてが無料になるということではなくて、今まで異常な世界にあったものを一般の市場に持ってくるということの意味すること、また、パブリックドメイン市場における市場の失敗の有無が保護期間延長派側から検証されることが重要であることを強調した。

以上の報告に引き続き、参加者との間で積極的な質疑応答が行われた(興味深い質疑応答が行われたが、紙面の都合で省略する。後日出版予定の紀要を参照して欲しい)。なお、ヒールド教授の論文については、ポール・J・ヒールド著「財産権と著作権保護のある作品の効率的利用」『I.P. Annual Report 知財年報 2007 特集：知的財産保護の到達点—保護強化の明と暗』別冊 NBL120号(2007年11月)249頁に掲載した。また、この特別セミナーのテープリライトをCOE紀要に掲載する予定である。

1 Landes, William M. and Richard A. Posner. 2003. "Indefinitely Renewable Copyright." University of Chicago Law Review 70: 471-504.

2 Khan, Zorina B. 2004. "Does Copyright Piracy Pay? The Effects of U.S. International Copyright Laws on the Market for Books, 1790-1920." NBER Working Paper 10271: 1-40.

(RC 今村哲也)

## ✦ RCLIP 国際知的財産セミナーシリーズ (2007/11/23-24 開催)

### 1. 台湾・インドネシア&日本特別セミナー



謝銘洋 (Shieh Ming-Yang, 国立台湾大学教授)

徐宏昇 (Hubert Hsu, 弁護士)

アブドゥール・カディール・マボン (インドネシア最高裁副長官・判事)

司会 竹中俊子 (ワシントン大学教授、早稲田大学客員教授)

2007年11月23日より2日間にわたって行われたRCLIP国際知的財産セミナーシリーズの皮切りとして、ワシントン大学竹中俊子教授の司会のもと、台湾・インドネシア&日本特別セミナーが開催された。「知的財産の侵害予防への民事的刑事的対応」をテーマに、台湾、インドネシア、日本における状況について、ご参加いただいた各パネラーからの報告がなされた。

まず、謝銘洋教授は、台湾における知財関連法は、新たなアイデアについて、文化的側面として、さらに貿易に関するものの3分類されるとし、それぞれ、特許法、著作権法、そして商標法と営業秘密法が主要なものであると説明された。法的責任については、著作権及び商標権侵害については民事責任と刑事罰があるが、特許権、営業秘密侵害、集積回路設計、植物品種については、民事責任のみであることを説明された上で、懲罰的損害賠償の歴史と現状について述べられた。

損害行為が故意になされたことを条件に、特許法については、2001年の改正で、営業秘密法は



1996年、著作権法は1992年に改正され懲罰的損害賠償が導入されている。また、知財法に加えて、消費者保護法のような法律についても懲罰的損害賠償を規定するものである。さらに、損害額に対する賠償額の計算についても触れ、権利毎に刑事訴訟についてのご説明をいただいた。

次に徐宏昇弁護士より、具体的な三倍損害賠償と刑事罰についてのご説明が行われた。発明特許、実用新案、意匠にかかわる特許侵害に関しては、刑事罰はなく、民事による救済措置と懲罰システムがあり、また、企業秘密については、懲罰的損害制度が企業秘密法ならびに公正取引委員会法のもと定められているが、刑事罰については、公正取引委員会の命令に違反した場合のみ適用されるという。そして、台湾の6箇所の高等裁判所の判例における懲罰的損害賠償についての調査結果を詳細にご報告いただいた。台湾では、刑事罰にとってかわるものとして、懲罰的損害賠償制度を導入しているが、実態としては、原告からの請求は行われない傾向にあり、裁判所としても認めない傾向にあるため、期待通り機能しているとは言いがたいという結論が出された。

インドネシアからは、最高裁判長官のアブドゥール・カディール・マボン判事よりまず知的財産権制度の概要についてご説明いただいた。インドネシアの知的財産権関連の法律は、企業秘密、工業意匠、集積回路の配置設計、特許、商標、著作権の6法ある。商標について言えば、取消訴訟は商事裁判所に訴訟を起こすことに対して、工業意匠取消訴訟においても商事裁判所に訴えるものの、刑事訴訟を審理するのは、地方裁判所の管轄



となるという二重性が存在する。刑事訴訟においては、地方裁判所ののち、高等裁判所、次いで最高裁判所への上訴が可能である。

民事訴訟における損害賠償額については、原告が被った被害額の証明責任を持つが、計算は非常に困難であるため、裁判所に持ち込まれる訴訟の大部分は、商標登録の取消訴訟となるという。商標取消訴訟においては、当該商標物あるいはその役務が3年間継続して使用されていないこと、または当該商標が登録されており、役務に従うものであることが根拠とされる。

商標法第90条は「登録商標と同一の商標を権利なく故意に使用した者に対して最高5年までの懲役刑、並びに10億ルピアの罰金刑、またはそのいずれかが科される」とし、91条では「登録商標の主要な部分と類似する商標を権利なく故意に使用した者に対して最高4年までの懲役刑、並びに8億ルピアの罰金刑、またはそのいずれかの刑を科す」としている。この刑事罰に関する状況を検討するに、影響を受けた当事者が権利侵害によって被った侵害を事由として刑事訴訟を通じて損害賠償を受ける方法は存在しないというご説明をいただいた。

最後に日本の状況については、熊倉禎男弁護士よりご説明いただいた。日本における知的財産保護についての概略につづき、商標、不正競争防止法、著作権法に係る刑事事件が増加する傾向から、刑事罰が強化されていることについて解説いただいた。これによって、企業での法コンプライアンス強化傾向がでてきていることから、個人への犯罪抑制、暴力団等の組織犯罪抑制効果が期待できるのではないかとということである。

損害賠償については、特許権者保護のために102条の大幅な改正が行われ、新設された1項では、被告の売上数量に原告の一個当たりの利益を乗じた算出方法、2項(旧1項)では、被告の利益を原告の損害と推定する方法、3項(旧2項)の「通常受けるべき額」を「受けるべき額」への変更、そして4項(旧3項)では3項の増額、

減額の可能性がそれぞれ規定されている。悪路脱出装置事件、パチスロ事件、王子製紙・大王製紙事件等の特許侵害訴訟についての事例を挙げて、各項についての問題点をご説明いただいた。第1項については、被告製品と戸居品との一対一の補完関係で行うのか、また市場の競争力も考慮して、販売できたであろう数量を認定するのかという問題について、第2項については、原告が特許製品を販売している必要があるのかという点、第3項の「通常受けるべき金額」と「受けるべき金額」の相違の認定についても未だ議論が確立していないとされた。

日本の損害賠償論は法律改正後、非常に精緻になっているが、米国の三倍賠償だけではなく Convoy Sales 論、Entire Market Value 論、Expedite Market Entry というような、賠償金額の認定が拡大するような理論は採用されていない。ただし、すでに賠償額の高額化の傾向が見られ、現被告のバランスと特許法の目的から、適正な水準を維持する議論をより深めていく必要があると述べられた。

その後のパネルディスカッションにおいては、竹中俊子教授の司会のもと、各国間での活発な意見が交換された。



(RA 小川明子)

## 2. IP エンフォースメント in アジア Part II

1日目 14:00～17:00

### グループセッション1：韓国・タイ・日本

「知的財産における専門裁判所の役割」



李漢周 (Lee HanJu、ソウル中央地方裁判所判事)

丁相朝 (Jong SangJo、国立ソウル大学教授)

Visit Sripibool (タイ王国控訴裁判所判事)

飯村敏明 (知的財産高等裁判所判事)

司会 高林龍 (早稲田大学教授)

このグループセッションでは、はじめに、今回の共催組織である比較法研究所の戒能厚厚所長から、比較法研究の観点における知的財産法研究の重要性等についてご挨拶としてお話を頂戴した。

ソウル大学の丁相朝教授 (Professor Jong SangJo) が、「特許訴訟における特許法院の役割と課題」と題する報告を行った。韓国の特許法院の役割について理解するためには、審決取消訴訟と侵害訴訟の在り方について注視していく必要があるとする。また、特許法院において特許庁の付与した特許付与を取り消す判決の比率は高まっているが、そうしたことだけでは新たな裁判所を設立した目的は十分に達成されているとはいえず、進歩性の判断の有無に関する予測可能性を高めることが重要であり、その基準について特許法院と大法院が明らかにしていく必要があることを指摘した。また、通常裁判所における特許権の侵害判断について、無効となる特許権については、特別な事情がない限り特許権の行使を否定するとしている。こうしたことを背景に、無効を

主張する手続と、侵害による救済を求める手続との一元化が問題となっていることを指摘した。

ソウル中央地方裁判所の李漢周部長判事 (Lee HanJu) は、「韓国特許法院の役割と課題」(Roles and Perspectives of the Patent Court in Korea) と題して、特許法院のハン・ドンス判事が大法院で報告した内容を紹介した。特許法院の設立経緯について解説した上で、特許法院に係属した事件に関する統計データも紹介した。また、通常裁判所が特許の無効を判断できるとした裁判例の意義について紹介した上で、知的財産権に関する侵害訴訟を特許法院の管轄として集中するという議論について触れ、各団体や組織がそれぞれの利害に基づいて、さまざまな意見を主張しているが、管轄集中論は議論として漂流している状態であると述べた。また、ハン・ドンス判事による、管轄集中に関する見解と、韓国における技術審理官制度の問題点に対する指摘を紹介した。

タイの破産裁判所のヴィシット判事は『タイにおける知的財産専門裁判所の役割』と題して、報告を行った。タイにおける知的財産侵害の状況を紹介し、これに対して様々な対策を行ってきたと説明した。タイの知財訴訟は、ほとんどが刑事訴訟であるが、その理由は刑事訴訟を起こす方が、コストが低くて済むことによる。タイにおける知財権の執行について紹介した上で、IP&IT裁判所の審理の仕組みや、キャリアシステムについて紹介した。また、来年から施行される著作権法の法改正についても触れ、刑事事件において示談ができない事案になること、また、罰金の半額が権利者に支払われる制度がなくなることを紹介した。



知的財産高等裁判所の飯村敏明判事は、『知的財産専門裁判所の知的財産紛争に果たす役割』と題して報告を行った。



知的財産訴訟については、その管轄について特徴があることに言及し説明した。また、事件数について統計データを示すとともに、知的財産高等裁判所の態勢について、裁判所調査官制度や専門委員の態勢および鑑定人制度も含めて紹介した。知的財産専門裁判所の裁判官は、すべてがスペシャリストであるわけではないし、裁判官は知的財産だけではなく、ジェネラリストとしての役割が重要と考えられることを指摘し、一般の裁判所から孤立化したり、視野が狭まったりすることのないよう人事上の工夫をしており、知財に長期に携わっている裁判官もいれば、そのキャリアがごく短い裁判官も混ざって仕事をしている。現在の課題として、いわゆるダブルトラックの問題については、知的財産高等裁判所が、管轄の特殊性を生かして、ダブルトラックによる判断の齟齬の事実上の解消が期待されることを指摘した。また、知的財産高等裁判所における大合議の制度に対する期待についても言及した(インクタンク事件については、「理屈の面では分析が必要だが、大合議判断の結論が最高裁において維持された」と述べた)。

以上に引き続き、パネリストの間で積極的な議論が取り交わされた。

(RC 今村哲也)



2日目 10:00～13:00

**グループセッション II 「中国・ベトナム&日本」**  
「市場開放政策における知的財産の役割」

張平 (Guo He、北京大学知的財産権学院教授)

郭禾 (Zhang Ping、中国人民大学教授)

Nguyen Tran Tuyen (Vision &amp; Associates 法律事務所弁護士)

司会 竹中俊子 (ワシントン大学教授、早稲田大学客員教授)

RCLIP 国際知的財産セミナーシリーズの2日目午前は、グループセッション II 「中国・ベトナム&日本」が開催され、「市場開放政策における知的財産の役割」をテーマに、中国、ベトナム及び日本からご参加いただいた各パネリストからの報告がなされた。

先ず、北京大学知的財産権学院の張平教授から、「中国がイノベーション型国家という発展目標を実現するための必然的選択」というタイトルでのご報告を頂戴した。張教授は、中国における経済全体の持続的かつ健全な発展のために知的財産権体系の確立と実施の重要性がますます高まっているとした上で、知的財産権の創造・活用・管理・保護については戦略的で先見性のある国家レベルの施策が必要であるとともに、知的財産権制度が国家発展の中で有効に作用するためには高度な総合運用能力が必要であるとされた。また、必要な施策の内容としては、「知的財産権の高度な専門の人材を育成し、企業が知的財産権を創造・活用・管理・保護する能力を高めること」、「知的財産権に関わる公的政策環境を整備し、知的財産権の量と質をすみやかに向上させること」、

「知的財産権に関わる行政による法の執行と司法による保護を規範化し、知的財産権戦略の方向を正しく導くこと」を特に挙げられた。

次に、中国人民大学の郭禾教授より、「市場経済における知的財産権制度の役割」のタイトルでのご報告を頂戴した。報告において郭教授は、知的財産権制度と市場経済は歴史的に密接な関わりを持っており知的財産権制度は市場経済の一部としてイノベーションを奨励し知識の伝播と経済成長を促す積極的役割を果たしているが、知識それ自身が公共財という属性を有するため知的財産権制度には競争を制限する等のマイナス面もあり言論の自由と市民の健康等の基本人権を阻害する可能性もあることからすると、知的財産権の保護を強調すると同時に、その運用にあたっては、知的財産権濫用行為の発生を防止する必要があると強調された。



続いてベトナムから招聘した Vision & Associates 法律事務所の Nguyen Tran Tuyen 弁護士から、「市場開放政策における知的財産の役割 - ベトナムの状況をふまえた見解 - 」とのタイトルの下で、ベトナムの貿易システムにおける知的財産の役割、知的財産政策の主要目標、ベトナムにおける IP エンフォースメントシステムの概要、過去数年間の知的財産に関する統計、ベトナムにおける最近の知的財産に関する問題についてご説明を頂戴した。Nguyen Tran Tuyen 弁護士は、知的財産権行使の局面において司法手続ではなく行政手続が多用されているベトナムの現状に特に触れ、いずれ知的財産紛争の多くが司法手続によって解決されるようになることが望ましいものの、その促進には、現状では不足して

いる知的財産に関する人材(特に知的財産に関する十分な知識をもった判事等)の育成が必要である点などを指摘された。

最後に、日本から参加された遠藤誠弁護士より「市場開放政策における知的財産の役割 - 日本の経験に照らして - 」とのタイトルの下、主に実務的な観点から、中国の知的財産制度における課題をご紹介頂いた。また、遠藤弁護士は、中国知的財産制度の近年の発展の経過を日本の知的財産制度の過去の発展の経過と対比しつつ、日中の知財制度の現状を分析した上で、中国政府が特許強化政策をとるのは時期尚早と思われるなど今後中国政府が採用するであろう施策の方向性について、その展望を示された。

その後のパネルディスカッションにおいては、竹中俊子教授の司会のもと、各国間での活発な意見が交換された。

(RA 五味飛鳥)

2日目 14:00 ~ 17:00

### アジア裁判官コンファレンス

「知的財産紛争処理 - 仮想事例を用いての比較解説 - 」



李漢周 (Lee HanJu、ソウル中央地方裁判所判事)

Phattarasak Vannasaeng (タイ王国最高裁判所最高裁長官事務局長)

劉繼祥 (Liu Jixiang 北京高級人民法院判事)

Mieke Komar Kantaatmadja(インドネシア最高裁判所判事)

飯村敏明 (知的財産高等裁判所判事)

Abudlul Kadir Mappong(インドネシア最高裁判所副長官)

司会 高林龍 (早稲田大学教授)

このセッションはアジア裁判官コンファレンスとして、韓国、タイ、中国、インドネシアそして日本から知的財産訴訟を担当している裁判官を招聘して、トレードマーク・トレードドレスの侵害に関連する仮想事例を用いて、国ごとの紛争解決に対する行政上の措置や司法的(民事的あるいは刑事的)処理策についての比較検討を行った。裁判官の招聘がかなわなかったベトナム及び台湾からも別のパネルに参加した両国の弁護士から仮想事例に対する処理策をレジュメとして提出して頂き、参加者に配布したので、実際にはアジア7か国における知的財産紛争処理策が同一の仮想事例を用いて比較検討できるといった画期的な企画となった。詳細は早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造》総合研究所紀要である季刊「企業と法創造」でご紹介するので、今回は簡単に内容を紹介しておく。

仮想事例をごく簡略化すると以下のとおりである。

「Z国の主要都市で 社が展開しているハンバーガーチェーン『ドラゴンバーガー』は、店舗数も多く、Z国民向けにアレンジした味付けや店の雰囲気も好評で他のハンバーガー店を圧倒する人気を博している。また、社はZ国で『ドラゴンバーガー』を商品と役務の両方で商標登録している。一方、主要都市から3000キロ離れたZ国のリゾート都市では空港内に『ドラゴンバーガー』店が一店あるのみである。社が空港からバスで90分ほどに位置するリゾート都市で、店舗内装・看板・商品パッケージ・店員のユニフォーム等のデザインが『ドラゴンバーガー』とよく似たハンバーガーチェーン『ドラゴンハンバーガーショップ』を展開し始めたが、味はマクドナルド風であって『ドラゴンバーガー』とは全く異なっている。このような状況下で、リゾート都市の空



港内に展開していた『ドラゴンバーガー』店の売上げが急落した。この場合に 社が 社に対して取りうる行政上、司法上の処置としてはどのようなものがあるか。」なお、この仮想事例は、日本であれば主要都市が東京でリゾート都市を沖縄に、韓国であればソウルと済州島に、インドネシアであればジャカルタとバリ島に、タイであればバンコクとプーケットといったように置き換えて考え易いように作られている。

まず、ソウル中央地方裁判所の李漢周判事から報告があった。韓国において 社が取りうる手段は、後に知的財産高等裁判所の飯村敏明判事から報告のあった日本の場合とほぼ共通しており、まずは、社の使用している商標が 社の登録商標と類似しており、指定商品や指定役務も同一又は類似しているとして商標権侵害を理由とした侵害差止及び損害賠償請求を提起する手段と非親告罪ではあるが刑事処罰を求めて告訴していく手段である。次に、同様に不正競争防止法違反を理由としあるいは商号権に基づいて民事訴訟を提起する手段と不正競争行為を理由として刑事処罰を求めて告訴していく手段がある。民事訴訟の場合は本訴提起に先立って仮処分で暫定的な差止めを求めていくこともできる。また、日本にはない制度であるが、特許庁に対して 社の不正競争行為に対する是正勧告を求めるといった行政上の対処法があることが紹介された。

タイの最高裁判所のパトラサク判事は、タイにおいては、韓国における場合と同様に商標権侵害を理由として差止請求と損害賠償請求の民事訴訟を提起すること、それに先立って暫定的差止を請求することもできること、さらには 社として刑事処罰を求めて自ら訴追するか、警察に訴追を求めて告訴することもできることなどが紹介された。

北京高級人民法院の劉継祥判事からは、中国において商標権侵害や不正競争行為の是正のための措置として二重的制度すなわち行政救済を求めていく道と司法救済を求めて行く道があるこ

とが紹介された。行政救済としては侵害行為発生地の工商行政管理機関に苦情を申し立てて、工商行政管理機関が侵害行為の停止や侵害商品等の没収・廃棄させあるいは過料を科することもできる。ただし、このような措置に不服な者は人民法院に提訴することができる。一方、司法救済としては、商標権侵害を理由として侵害の停止、損害賠償、影響の除去や名誉回復等を請求して人民法院へ提訴することができる。ただし、商標権侵害標章の接收、廃棄や過料等の民事制裁は極めて少数の場合にしか行なわれない。これは既に行政機関がそれ相応の処分をしていることもひとつの理由である。そのほか刑事訴追して行く手段なども紹介された。

インドネシア最高裁判所のコマル判事は、商標権侵害を理由として商事裁判所に対して侵害行為の差止めと損害賠償を請求することや、一般管轄裁判所が刑事事件として扱う場合があることが紹介された。また、マボン副長官からも補足的な説明があった。ただし、暫定的差止命令の制度が法律上整備されているが、実際に活用される段階には至っていないことや、損害賠償を請求できるとされているが実際に損害賠償額の算定が困難であることなどの実情が紹介された。最後に、知的財産高等裁判所の飯村敏明判事から日本における処理法が紹介されたが、おおよそにおいて韓国の場合と類似したものといえる。

その後、各パネラー間での質疑やフロアーからの意見の開陳もあり、各国の措置例を確認しつつ、比較検討のためのディスカッションが活発に行なわれた。



(センター長 高林 龍)

## **アジア知的財産判例データベース進捗状況**

<http://www.21coe-win-cls.org/rclip/db/>

### ❖中国 DB プロジェクトの進捗状況

中国知的財産権判例データベース構築について、2007年度の新たな補強に関しては、引続き北京大学、中国人民大学と中山大学、北京高級人民法院及び上海高級人民法院知財法廷の各先生の協力を要請し、順調に進めていると見られる。広州と上海地域及び北京の一部もうすで協力を表明し、3月末までに5箇所の作業を完成するように頑張っている。

(RA 兪風雷)

### ❖タイ DB プロジェクトの進捗状況

現在、316件の判例が掲載されている。今年は、50件の判例が追加される予定である。

(RC 今村哲也)

### ❖インドネシア DB プロジェクトの進捗状況

2007年度中に少なくとも20件の追加予定である。

(RA 小川明子)

### ❖台湾 DB プロジェクトの進捗状況

2007年度中に少なくとも50件の追加予定である。

(RA 小川明子)

### ❖ベトナム DB プロジェクトの進捗状況

データベースに登載する判例について、ベトナム人民最高裁との間で近々に詳細な打ち合わせを行う予定である。

(RA 五味飛鳥)

### ❖韓国 DB プロジェクトの進捗状況

昨年度登載された60件に追加して、今年も新たに韓国の知的財産権判例が追加された。11月6日に商標判例15件、12月26日に特許判例14件が登載され、韓国の知的財産権判例は総計89件になった。

(早稲田大学助手 張睿暎)

## **研究会・セミナー開催のお知らせ**

### ❖ RCLIP 第22回研究会

【日時】2008年1月28日 18:30~20:30

【場所】早稲田大学総合学術情報センター内 国際会議場3階 第2会議室

【報告者】五味飛鳥(弁理士・早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程)

【テーマ】

「意匠の類否判断に係る人的基準について」

>>>お申し込みはこちら

<https://www.21coe-win-cls.org/info/reservation.php?sid=10487>

### 編集・発行

早稲田大学 21世紀 COE

<企業法制と法創造>>総合研究所内

知的財産法制研究センター長 高林 龍

[Web-RCLIP@list.waseda.jp](mailto:Web-RCLIP@list.waseda.jp)

<http://www.21coe-win-cls.org/rclip/>